

啐啄

平成 26 年 1 月 1 日刊行
 編集・発行 大島町教育委員会
 教育文化課事務局
 TEL 04992-2-1453
 題字「井島 吉春」



子ども達の将来を考えたい

教育委員長 白井 良平

寒さ厳しい晴天の日に、元町方面から三原山を仰ぎ見ますと、昨年 10 月 16 日の台風 26 号が残した痕跡が、大きな手形のように迫ってきます。神達（かんだち）や 3 丁目も、外見的には土砂や瓦礫がずいぶん無くなり、復興が進んでいるように見えますが、亡くなった方や行方不明者のご親族の心痛、そして被災者の方々の不安を思うと、まだまだ長い道のりが待っているのだと実感します。

そんな中、児童・生徒の犠牲者が出なかったのは不幸中の幸いですが、両親を失った子をはじめ、身体や心に傷を負っている子ども達は、少なからずおります。教育委員会や各学校が、他の機関と緊密な連携を取りながら、親身になってケアをして参りますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

『大島町がめざす子ども像』

1. 「夢」の実現を求める人をめざす。
2. 「命」を大切にすることをめざす。
3. 郷土大島を「誇り」とする人をめざす。

左記の『大島町がめざす子ども像』は、平成 21 年 4 月に制定されたものです。子どもは大人の背中を見て育つといえます。そこで、「やってみせ 一緒にしてみせ させてみせ 聞いてうなずき 教え導く」〔引用です〕というのは、いかがでしょうか

1 月号

台風 26 号災害の報告を致します

教育長 石川 龍治

11 月末日現在、亡くなられた方 35 名、未だ不明となられている方 4 名という状況です。亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、不明の方々が一日も早く、ご家族の元に帰られるように、心よりお祈り申し上げます。

小中学生では大けがで都内に入院中の中学女子生徒が 1 名。後は大きな怪我等の報告はありませんでした。ただ、ご両親を亡くしたり、父親が不明といった、言葉などでは表現できない大きな被害を受けた子どもがいます。心のケアを含め出来るだけの支援を考えていかなければならないと思います。

住宅の全壊・半壊等の被災をした児童生徒は、つばき小で 10 月 18 日現在、10 世帯 14 名、一中で 10 月 16 日現在、13 世帯 14 名という報告でした。また、教員も 2 名被災致しました。

この台風 26・27 号の相次ぐ接近という事態に 24 日、一中では 37 名、27 日、つばき小では 78 名もの児童生徒が島外に避難中だったそうです。学校では先生が手分けして連絡に当たったということでした。その他（さくら小 15 名、つつじ小 13 名、二中 10 名、三中 8 名）。以上ごく一部の内容の報告となりますが、謹んでご報告と致します。

被災された学生の支援策として、奨学資金貸付条例を改正し利用可能要件の拡充を 12 月議会に上程します。また、学校連絡網の一斉メール送信システムの導入を検討しており教育委員会の同意を得ました。今後は災害救助法に照らし、救われない部分を町独自で手当てする必要があると思います。

最後に、台風 27 号接近に伴う避難所開設・運営において学校の先生方の働きに、幾人もの方から高い評価を頂きました。小中高全ての教職員の連携の取れた働きぶりへの評価だったと思います。今後も、島の児童生徒と地域住民の為に、島の住民の一人として復興にも力を貸して頂けるようお願いいたします。

取捨選択

委員長職務代理者 井島 吉春

「夢の実現」「希望の光」「理想輝く」など小中学校の書写で好まれる語句で何の文句も付けようもないが、先日ある雑誌で一人のプロ野球選手のことが書いてある記事を読んだ後考え込んでしまった。

それは、ある選手が所属する球団から戦力外通告を受けた。クビである。アマチュア時代からかなり注目された投手でプロ入りの時も相当好条件で入団し、すぐに一軍で活躍したがプロの世界は厳しく、段々と成績は落ちてゆき、ついに戦力外通告となった。

その時別の球団から打撃投手としての契約を持ちかけられた。妻子持ちの彼がその話しを受ければ給料は減るが今の生活は維持できる。悩んでいる最中にさらに別の球団から中継ぎ投手としての話しが舞い込んできた。その球団は今の彼をプロとして評価してくれ現役として一年契約をしないかと言ってきたのだという。プロ野球選手なら現役の投手と打撃投手では必ず現役を取るであろう。

小さい頃から野球が好きで苦しい練習にも耐え、プロ野球選手になることが夢と理想と希望の全てで、なみなみならぬ努力をしてきて、それでもなれるかどうかかわからないプロ野球選手になれて、あと一年は現役でいられるというのに彼は打撃投手を選んだ。希望すればプロの現役でいることができたのに取捨でその道に進まなかった。まわりの人達も皆ビックリしたらしい。

ところがそれから十年後の今は、その選択が結果として正しかったようだ。あの時プロとしてのプライドや頑固なこだわりで、一年契約でプロとして続けていたとしても、たぶん現役投手としてはそう長持ちしなかっただろうし、今の打撃投手としての彼の存在は、チームにとってなくてはならないものとなり球団スタッフとして優勝を目指して選手と共に戦っているのだという。又、何と言っても家庭が安定していて、とても幸せなのだそうだ。

我が子がある職種なり、理想の大人像に憧れを持ちその方向に努力し始めたとする。最初は無責任にがんばれなどと励ますが、そのなりたいものがあまりにも現実離れしていたらどう対応するのか。そんな夢のようなことを追いかけるなど言おうにも、夢と希望と理想を持って今まで言ってきたではないか。いや待てよ、現実にその憧れの職種の人がこの世にいるのだから全くなれないとも言いきれない。しかし親としてあぶない橋は渡らせたくない。さあどうする。

もう三十年も前だが私が学生時代同じ学部俳優志望の寺の息子がいた。今劇団で活動していて毎日けい古で忙しいといい、講義中よくいねむりをしていたが、演劇の話をする時は目をキラキラさせていた。将来スターになるとも言っていた。

実家の寺はどうするのだろう、親は心配してないのかなど、よけいなことを考えてしまったが、彼にとってはたぶんそんなことはどうでもよいことだったのだろう。

最近の新入社員はすぐに転職を考えるという。実際にかんりの数の人達が離職して次の仕事が決まらない人も多いと聞く。

入社してみたら自分の理想や希望していた仕事をさせてもらえないのでやめるそうだ。

そう言えば私も昔修行中に、なかなか木魚や鑿子（カネ）を叩かせてもらえず、三年目ようやく触らせてもらった。二年間の下積みを経てようやく一番習いたいことに辿り着いたのである。とてもなつかしい。

理想、希望、夢、これらは人間にとって大切で必要なことだが、人生の優先順位、取捨選択もしっかり学ばべきである。

教育委員 岡山 日出子

この10月から新しく教育委員の任をいただき、2度の月例会議に出席して参りました。

まず、一番驚いたことは『教育』という言葉に含まれる意味の多さです。今まで保護者の一人としてでしか『教育』にかかわってこなかった私の認識では『教育』=『学校』『勉強』という単純なものでした。しかし、今回それ以外にも児童・生徒が関わるほとんど全てに通じているということを知りました。

そしてそれに伴って『教育』に係わる『人』です。分野が多岐にわたる中それぞれの立場で動いている『人』の多さです。縦、横と繋がりながら、どうしたら大島の『教育』を向上させられるか、を考えて行動しているたくさんの『人』がいるということです。

先日の台風26号は、大島の人や物に直接にも間接にも大きな被害をもたらしました。ボランティアの人たちを始め大勢の『人』が自分に何ができるのだろう、考えてくださいました。

この2か月の間の出来事は奇しくも、『人』とそれを守り育む『教育』とを身近にみることになり、この機会に学ばせていただければと思いました。

災害に思う

教育委員 藤田 月

10月の台風26号による未曾有の大災害で、尊い人の命が多く失われ、いまだ家族のもとに帰れない行方不明の方がいる中で年を越そうとしています。つばき小学校のグラウンドから山を見上げ岩肌を見たとき被害の甚大さをいつも痛感します。

我が国は、地震、津波、噴火、今回の土砂災害等、自然との災害（中には人的災害も多くあると思います）の中で隣合わせに暮らしています。

これらの自然災害とどう向き合っていくのか（莫大な防災予算もどこまで使うのかも含めて）国民、島民ひとりひとりが考えていかなければならないと思っています。

教育委員となり

平成25年9月9日付で大島町教育委員に任命されました。

「私よりももっとたくさん他に適任者がいるのではないのでしょうか」と何度もお断わりをしたのですが、どうしても言うことで前任者の任期満了までという条件で受けました。広報おおしま等を見た数人の方から激励の電話やメールを頂きました。

P.T.Aの役員は、長くやってきたのですがまさか教育委員になるとは思ってもいなかったのだから「教育委員とは何をするのか」から始めなければなりません。

教育委員必携を開いてみると

教育委員会制度の意義

1. 地方自治の尊重
2. 教育行政の中立性と安定性の確保
3. 指導行政の重視
4. 教育行政と一般行政の調和
5. 国・都道府県・市町村の連携
6. 生涯学習など教育行政の一体的な推進

大変むずかしいことで、大きな重責を感じています。仕事を持ちながらで学校行事などにはあまり顔を出すことができないかもしれませんが、私なりに島の子ども達のため、そして自分自身のためにもいい機会だと思い前向きに頑張っていきたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

平成二六年度新年のご挨拶に代えて

教育長 石川 龍治

昨年の秋には、大島では今までに体験したことのない大きな災害に見舞われました。亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、行方不明となられた方の一日も早い発見を祈るばかりです。そして多くの被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

当教育委員会としては、子どもたちの普段通りを早く取り戻すべく出来る手立てを実施する必要があります。学校を通じて、心のケア、経済的支援両面からの支援が必要だと考えます。

時間は少し必要かと思いますが、子どもたちが今までどおり、安心して元気に通学できるように、地域が復興するよう願ってやみません。この災害に対し、大変多くの方から励ましの手紙や、お見舞いを頂きました。被災直後から多くの支援部隊とその後続しているボランティアの人たち、子どもたちはそれを見て多くの事を感じた事と思います。

新しい年を迎え、再建と復興に向け、地域の皆様と教育委員会と教職員一同、島の子どもたちのために、全島一丸となって頑張っていきたいと思います。



教育委員会からのお知らせ

つばき小学校運動場整備ボランティアのお礼

がれき・土砂等の仮置場になったことにより、土砂等の撤去後も荒れて使用できなくなっていた、つばき小学校の運動場の整備を、11月11日から15日にかけて行いました。

保護者の方を始め、自衛隊やボランティア等、多数の方々にご協力いただき、手作業による石や木材、ガラスや陶器の破片の除去などを実施しました。その後、重機による整備や消毒等を行い、12月より使用を再開しています。

御協力いただきました皆さま、本当にありがとうございました。



つばき小学校運動場（H25.11.29 撮影）

大島町被災児童生徒就学援助について

大島町では台風26号の災害により被災し、就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、お子さんが学校で学習するために必要な費用を援助しています。

《援助を受けられる方》

1. 主たる生計維持者の方が次のいずれかに該当し、かつ同一住所に居住する全員の年間所得が大島町就学援助費実施要綱に定める所得基準額を下回ることが見込まれる方。

ア 事業主の場合 事業の本拠となる事務所、事業所等が災害により全壊、大規模半壊、又は半壊の被害を受け、事業の継続が困難となった方。

イ 給与所得者の場合 勤務先が災害で被害を受けたことにより、解雇や給与の削減等の取り扱いを受けた方。

ウ 主たる生計維持者の方が死亡、行方不明の場合。

2. 災害により居住する住宅が被災証明書により次のいずれかの認定を受けその被害が原因で就学困難となる方で大島町教育委員会が被災したことを認めた方

ア 全壊

イ 大規模半壊

ウ 半壊

エ その他教育委員会で特に必要があると認めた場合

《援助できる費用》

次の費用をそれぞれの学年に応じて援助します。（限度額あり）

○学用品費 ○修学旅行費 ○移動教室費 ○校外活動費 ○通学用品費 ○給食費
○クラブ活動費 ○生徒会費 ○PTA会費 ○災害喪失学用品費

《援助を受けられる期間》

平成25年 11月～平成26年 3月まで

奨学資金貸付制度の改正について

大島町では大学、専修学校又は高等学校等に進学する経済的事由により修学困難な方に対して、修学上必要な学資金を貸付する制度を行っていますが、災害等により経済的事由で就学が困難となった方を対象に下記のとおり改正しました。

《改正その1》 在学中の貸付について

現行制度では在学中の方への学資金の貸付は出来ませんでしたが、在学中に災害等の特別な事情により学資金の貸付が必要となった方については貸付が可能となりました。

《改正その2》 同種の奨学資金との併用について

現行制度では同種の奨学資金を他から借り受けている方は原則貸付の対象外としておりましたが、災害等により就学が困難になった者を対象とした学資金貸付制度については、同時に利用が可能となりました。

奨学資金貸付返還猶予について

貸付者本人が災害その他特別の事由により、返済が困難と認められるときは、返済方法の変更や返済の猶予をすることができますので、この度の災害等により、奨学金の返済が困難になった方がいらっしゃいましたら、町役場教育文化課まで御相談ください。

子どもの教育に思う事（其の二）

教育長 石川 龍治

学校教育に期待をもって、そして、希望をこめて、お願いをしたい。それが何かと言うと、学校の有るべき姿を正しく認識し、やるべき事をきっちりと実践してもらいたいという事です。平成二十年三月に告示された新学習指導要領は学校教育法施行規則の附則をみると、小学校は平成二十三年四月一日、中学校は平成二十四年四月一日から施行するとなっています。

文部科学省では過去の改定で、学習指導要領を見ていない教員が少なからずいた、と言う反省に立ち、全教員に配布したという事です。総則に始まり、その理念を読み取り理解して頂きたいとの思いを感じます。

義務教育の中で身に付けさせたい事。それは、生きるための知識や技能の基礎基本を身に付けさせ、応用する力とそれを発展させる力を着ける、そして、生涯にわたり自分から学ぶ姿勢を身に着ける。と言うのが、学校教育法で掲げているところです。家庭での教育が何と言っても大切であることは論をまたないところですが、読み書き計算、集団生活の中で身につけることの実践的、体験的学びの場は学校が提供せざるを得ない。かつてのような、放課後の子ども社会の中で、年齢の違う子どもが一堂に会し自主、自治の遊びの場となる集団が、今は、学校の外で、子どもの周りに存在しないからです。

そこで学校現場へのお願いは、是は是、非は非と言う基本的分別の、実践と定着です。法に決められている事や理屈で説明できることを言っているのではありません。法に触れない、理屈で明確に説明をしなくても、道徳的に是非を判断できる事柄についてです。時代を超えて、普遍的に私たちの心の中に流れ続けているものです。身近な例で表すと、挨拶や目上の者に対する態度、言葉使い、あるいはもっと理想を言えば、傍目を気にするのではなく、自身の良心の「心の声」に沿った分別を出来るような大人に成って貰いたいのです。

各教科についても言える事で、基礎基本の定着のための取り組みを実践して頂きたい。表層的なこなしの実施ではない、真に子どもの身となるための教科指導をお願いするものです。そこで思い浮かぶのが、国語教師の「大村はま先生」のことばです。著書の中から教師の姿勢・心構えについて少し引用してみます。

『教師と言うものは勉強しなければならない。研究することは「せんせい」の資格。』『一生懸命指導したのですが・・・非常に甘えた言葉。専門家の言葉ではない。うまくいかない責任は自分でとれ。』『教師の禁句。「静かにしなさい。」静かにさせるだけの計画案を持っていなかったし、能力がなかっただけ。』『言ってもやらない人にやらせることが、こちらの技術。』【大村はま著「教えるということ」（共文社）より引用】。まだまだ沢山ありますがこの程度にして置きます。

すべての教員に、今すぐこのレベルを要求するつもりは有りませんが、少なくともこれを目指して取り組んで頂きたい。これは単に個々の教員の問題ではなく、各学校の教員組織の取り組む意識として持って居て貰いたいと思います。それは、学校長のリーダーシップとビジョンに裏打ちされた、経営力にかかってくると考えます。

およそどの職場においても、若い人にベテランが指導し一人前の腕を身に付けさせ、やがて後輩を指導できる人材に育てる、これはごく当たり前であって、なんら特別なことはないと思います。職人の世界でも、一般事務職でも、営業においても、そして教員の世界でもです。職層が有るのは、そのための役割をより明確にし組織運営をやすくしているのだと理解しています。学校長の経営方針をくみとり、それぞれの職層に見合った、仕事をこなすことが組織としての一般的な形なんだと思います。よく教員の多忙さを耳にします。子どもと接する時間が思うように確保できない等。経営責任者の校長が、工夫や見直し、全教員の協働の意識を引き出し、組織として取り組むように校内の体制を整える必要があります。それには、管理職と意見交換できる場も必要で有るはずで。学校の課題を、組織として受け止め、協働して取り組む必要がある。学校長には、その認識を持って頂きたい。

学校長は、自ら学び磨き、経営力を高め、先を見通し、リーダーシップを発揮し、学校の実態に合った明確な経営ビジョンを掲げる。そして、教職員の経営力、資質の向上に責任を持って取り組む。更に、教職員が子どもと向き合う時間を確保するための環境整備に取り組むこと。それが、今学校長に望むことであり、学校教育への希望と期待をするところです。知・徳・体のバランスと、自ら学び続ける姿勢を身に着ける事は、そこにあずかっている子どもたちに対し、学校の担っている最大の役割であると思います。

学校は、家庭と地域と連携し、子どもたちにとって、最良の環境と教育的指導を提供する必要があると考えます。そして、私たち行政は、現場の声に耳を傾け、地域の子どものために学校と一緒に取り組むことが、必要だと思っています。そして、その認識に立ってさまざまな取り組みをして行かなければならないと、気持ちを引き締めているところです。



教育委員会主催行事について

平成25年中の行事については次の通りとなりました。

行事名	実施日（予定日）	実施状況
体育祭（一般野球大会）	8月25日～10月27日	10月20日以降の試合は中止
体育祭（駅伝競走大会）	11月3日	中止
大島寄席	11月10日	中止
大島町小中学校連合音楽会	12月10日	実施
雪国体験学習会	12月26日～12月29日	中止

平成26年1月～3月までの行事は次の通りとなります。

行事名	実施日（予定日）	実施状況
大島町成人式	1月11日	実施予定
大島町小中学校連合作品展	1月17日～21日	実施予定
体育祭（少年野球大会）	2月1日	実施予定
大島町文化祭（芸能大会）	2月23日	実施予定
大島町文化祭（作品展）	3月7日～9日	実施予定
大島町柔剣道大会	調整中	実施予定

事務局からのお知らせ

学校教育係

昨年12月10日（火）に第一中学校体育館で「第28回大島町小中学校連合音楽会」を開催しました。

災害により行事やイベントが中止となる中での開催となりましたが、子ども達の一生懸命歌う姿に励まされた方も多かったのではないのでしょうか。

1月17日～21日にかけて大島町小中学校連合作品展をつばき小学校体育館で開催しますので、ぜひお越しください。



社会教育係

昨年12月1日（日）に大島町教育研究会主催の史跡見学会「岡田地区」（第1回）に出席しました。

岡田地区の下方を龍王神社（浜宮様）から始まり、力士大鷲傳吉碑、月天様（十二支様）、岡田港のオタイ様、勝崎の小判発見場所、岡田八幡神社などを巡ってきました。



給食センター係

給食センターでは、平成27年4月を目途に学校給食の調理・配送等の一部を専門の業者へ業務委託する方向で準備を進めております。給食センター係では委託化に向け昨年10月に給食を食べている児童・生徒の保護者と教職員を対象としたアンケート調査を実施しました。配布数556件に対し304件の回答をいただき、回収率は54.7%となりました。

今後のスケジュールとしては各学校の校長先生と調整した上で説明会を実施する予定です。皆様の貴重なご意見をお聞かせいただき、質問等にもお答えすることにより、委託化における認識やご理解をいただければ幸いです。

図書館

昨年10月29日（火）に予定していた大島町図書館建設検討委員会（第1回）は、台風26号による災害のため延期となりました。改めて1月中旬頃開催する予定です。

